

	<b>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	3月3日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>国は、2月10日、基本的対処方針を変更し、マスク着用の考え方を示した。 これを受け、2月14日に東京都は、3月13日から5月7日までの感染拡大防止の取組を決定した。 区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月13日から5月7日までの間、以下のとおり対応する。ただし、区立小中学校、幼稚園は、4月1日からとする。</p>	

**【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和5年3月3日付け）**

別添のとおり

**【具体的な対応策（区立施設、区主催のイベント・事業）】**

(1) 区が行う対応策

- ア 手指消毒、換気、3密の回避など、基本的な感染防止策を徹底する。
- イ 窓口の飛沫防止用のパーテーションは、引き続き設置する。
- ウ 混雑時の入場者の整理等の実施を徹底する。
- エ 長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者に注意喚起する。
- オ 入浴は、引き続き禁止する。
- カ 職員のマスクの着用は、個人の判断とする。ただし、窓口対応、高齢者・障害者施設等での勤務、車両の利用等においては、極力、マスクを着用する。

(2) 区民にお願いする対応策

はつらつセンター・敬老館などの高齢者施設や福祉園・福祉作業所などの障害者施設等を利用するとき、また、高齢者等重症化リスクの高い方が多数集まる事業・イベントに参加するときは、マスクの着用を推奨する。

**【問い合わせ】**

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話 03-5984-1027